

令和3年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月24日（水）午後1時30分から午後2時27分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (3人)

委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	15番	澁江修身

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号11番 本島光雄委員、議席番号12番 大舘 孝委員、議席番号15番 澁江修身委員の3名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和3年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたし

ます。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号14番 川田恒夫委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号1件であります。

はじめに、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条640番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は590日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条641番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及び果樹類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は590日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条642番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、小型管理機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜類及びみかんとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は210日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審

査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

5条858番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「デイサービスセンター」であり、不許可の例外事由である「公益性が高いと認められる事業」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条859番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条860番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条861番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条862番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条863番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「資材置場」であり、不許可の例外事由である既存の施設の敷地拡張に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ  
ます。

5条865番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種  
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」  
です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か  
ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は  
満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ  
ます。

5条866番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種  
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」  
です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か  
ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は  
満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ  
ます。

5条867番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種  
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」  
です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か  
ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は  
満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ  
ます。

5条868番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種  
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」  
です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番か  
ら11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は  
満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ  
ます。

5条869番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種  
農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」  
です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番



までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号5条861番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条861番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、5条861番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条861番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号

について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地490番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地491番について報告いたします。

願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地492番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地493番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して

あり、非農地証明はやむを得ないと思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとお

り証明することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

す。挙手全員であります。よって、議案第3号は、願いのとお

り証明することに決定いたしました。次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といた

事務局

します。事務局をして議案第4号の説明をさせま

す。議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めま

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係につきまして、出席委員のうち2名が議事参与の制限に該当します。それぞれの該当部分について、順次、議案を分割して質疑をさせていただきますので、ご了承願います。

はじめに、利用権設定関係の21番、22番について、議席番号10番 金子一郎 委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。金子一郎委員の退室をお願いします。

(金子一郎委員 退室14:22)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。21番、22番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって21番、22番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。金子一郎委員の入室をお願いします。

(金子一郎委員 入室14:23)

次に、利用権設定関係の33番について、議席番号14番 川田恒夫 委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。33番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって33番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14:25)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の21番、22番、33番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の21番、22番、33番以外の案件、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の21番、22番、33番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年11月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和3年10月分）に対する回答について」をご覧ください。令和3年第10回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時27分閉会